【被扶養者【認定】申請 添付書類確認表】

- 本表は一般的な事例を前提としているため、**申請内容等により追加書類の提出が必要となる場合があります**。
  ※全ての項目（1～5）を確認の上、該当する書類を、事業主（会社）に提出して下さい。（任意継続被保険者は、当健保に直接提出して下さい）
  注）不足書類がある場合は、審査が出来ないため、申請書類を事業主（会社）へ返送します。（任意継続被保険者は、当健保から直接返送します）
- 「被保険者」「認定対象者」の双方、または、どちらか一方が、外国籍である場合や日本国内に住所を有しない場合等の理由により、当健保が必要とする確認書類（続柄および世帯関係、収入関係、生計維持関係等）について、日本国で発行する公的証明書類等の添付が困難な場合は、自国または在住国において発行する「確認書類に相当する公的証明書」を添付して下さい。（注）書類が外国語で作成されたものである場合は、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文の添付が必要です。
- **[原本]と表示してある書類は原本厳守、[写し限定]の書類は写し厳守でお願いします。 ●[原本]と表示していない書類は、すべて[写し]を添付して下さい。**

1　続柄および世帯関係の証明書類

２０２４年７月現在

認定対象者の状況		添付書類		備考
認定対象者の続柄が 以下の①②いずれかに該当する ① 被保険者の 直系尊属、配偶者、子、孫、兄弟姉妹であって 主として被保険者により生計維持されている方 ② 被保険者の 三親等内の親族で、 上記①に該当する方以外であり 被保険者と同一世帯に属し、 主として被保険者により生計維持されている方	**はい**	**どちらか**	**戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）**	● 提出日前 3ヶ月以内に発行されたもの ● 認定対象者自身が記載されているもので、被保険者との続柄関係が確認できるもの 【例】父母を認定申請する場合で被保険者本人を筆頭者とする戸籍が別に編成されているときは、被保険者本人の戸籍謄本と父母の戸籍謄本を提出する ● 申請理由が「被保険者の婚姻」による場合、婚姻日が確認できる状態のもの（婚姻届受理証明書の代用可） ● 申請理由が「被保険者の実子出生」の場合、出生届受理証明書または母子手帳（出生届出済のページ）の代用可 注）いずれの場合も、被保険者との続柄と出生子の生年月日が確認できるもの（医師証明の出産証明書は不可） ● 被保険者の内縁（事実婚）の配偶者を認定申請する場合は、以下の書類添付（両方とも）が必要 ①「戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）」（被保険者本人と内縁（事実婚）の配偶者 それぞれのもの） ②「住民票」（内縁（事実婚）であることが分かるもの） ● 海外赴任から帰国後の認定申請の場合は、戸籍の附票と住民票を併せて提出（出国日と転入日が確認できるもの）
			住民票	● 提出日前 3ヶ月以内に発行されたもの ● 認定対象者の属する世帯全員が記載されているもので、被保険者との続柄、筆頭者等、証明事項が全て確認できるもの ※申請理由が「婚姻」の場合、「住民票」は婚姻日の確認ができないため不可（婚姻日が確認できる入籍後の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）、もしくは婚姻受理証明書を添付して下さい） ※住民票に記載のない外国人は、住民票に代えて、外国人登録済証明書を添付して下さい ● 被保険者の内縁（事実婚）の配偶者を認定申請する場合は、以下の書類添付（両方とも）が必要 ①「戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）」（被保険者本人と内縁（事実婚）の配偶者 それぞれのもの） ②「住民票」（内縁（事実婚）であることが分かるもの） ● 海外赴任から帰国後の認定申請の場合は、戸籍の附票と住民票を併せて提出（出国日と転入日が確認できるもの）
	いいえ	**すべて**	**・戸籍謄本　（戸籍全部事項証明書）** **・住民票**	● 提出日前 3ヶ月以内に発行されたもの ● 認定対象者自身の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書） 住民票は、被保険者と認定対象者が同一住所で別世帯登録している場合は、被保険者の属する世帯と認定対象者の属する世帯、それぞれの世帯全員が記載されているもので、続柄、筆頭者等、証明項目がすべて確認できるもの ● 住民票に記載のない外国人は、住民票に代えて外国人登録済証明書を添付して下さい

2　収入関係の証明書類

認定対象者の状況			添付書類	備考
年齢	１６歳以上	**すべて**	**所得証明書［原本］** **(収入の有無に関わらず提出が必須)**	● 提出日前 3ヶ月以内に発行されたもの ● 認定申請時点で発行可能な、直近の収入を証明したもの ● 学生（または生徒）である場合や無職・無収入である場合にかかわらず必要 （在学証明書、学生証、源泉徴収票、民生委員の発行する無職無収入証明等は不可） ● 所得証明書に収入（所得）が記載されている場合は、当該収入（所得）について以下の証明書類が必要です 【例】「給与所得」の記載有り ⇒ 当該所得の給与所得の源泉徴収票 「年金所得」の記載有り ⇒ 当該所得の年金所得の源泉徴収票 「営業所得」の記載有り ⇒ 確定申告書および収支内訳書（青色申告決算書）
	１６歳未満			※ 認定対象者が１６歳未満である場合に限り省略可

【２-1 認定申請対象者に収入ありの場合】

収入の種類	給与収入等がある ※パート・アルバイト収入を含む	**すべて**	**給与支払（見込）証明書［原本］** **※書式例はこちら**	● 勤務先（事業主）が記載・発行した給与支払（見込）証明書 ● 事実発生日（例：勤務条件変更等）より向こう1年間の収入見込額を証明したもの （例.2024年3月の事実発生の場合、証明期間は、2024年3月～2025年2月 までの1年間） ● 就業開始日（勤務条件変更等で認定対象者の年間収入見込額が減少したことによる認定申請の場合は、条件が変更となった日）や、労働条件等が確認できる状態のもの ● 就業開始日や勤務条件（勤務条件変更等により収入が減少したことを事由とし申請する場合は、勤務条件変更日、新・旧勤務条件）等が明記されたもの ● 「給与支払（見込）証明書」に代えて、事業主と交わした「雇用契約書」等の写しによる提出も可とするが、この場合も就業開始日、勤務条件変更日、新・旧勤務条件等が明確に確認できる状態のもので、当健保において、事実発生日（例：勤務開始日・勤務条件変更等）より向こう1年間の給与支払（見込）額の推計が算定できる状態のもの ● 事実発生日（例：勤務条件変更等）より向こう1年間の証明期間が認定申請月に至らない場合は、「事実発生日から認定申請月の前月までの給与支払証明書」および「認定申請日から向こう1年間の給与支払(見込)証明書」を添付（この場合は「雇用契約書」等の写しは不可）
	事業(営業等、農業）収入、不動産収入、雑収入（公的年金等を除く）等 がある（あった）	**すべて**	**・確定申告書** **（または、市（区町村）民税・県民税申告書」）** **・収支内訳書（または、青色申告決算書）** **以下「収支内訳書」という** **・直近３ヶ月分の売上と経費がわかるもの**	● 認定申請を行う時点で届出が終了している直近年分のもの ● 配当収入または利子収入のみである場合に限り、収支内訳書は不要です ※注）「自営業者」「個人事業主」「フリーランス」等の職業の場合、直近年の確定申告書類の他に、直近３ヶ月分の売上と経費がわかるもの、および「個人事業の開業・廃業等届出書」または「事務所事業所 新設・廃止申告書」等が必要です
	雇用保険（失業給付）を受給中である	**すべて**	**・雇用保険受給資格者証 [写し限定]** **・「雇用保険受給額推計」 申立書 [原本］（適３－④）　※書式はこちら**	● 雇用保険加入者が退職時に「失業給付の受給を希望する」旨を事業主に申し出た場合に、退職した事業所より退職後に送付されます ● 「雇用保険被保険者離職票-1及び-2」をハローワークに提出し求職手続きをした方は、ハローワークより交付されます 受給中の場合、雇用保険受給資格者証に「支給記録」が表示されているので、その表示があることを確認のうえ表裏（続紙がある場合、続紙も含め）すべての面の写しを添付して下さい
	年金関係書類 遺族年金、障害年金、恩給、企業年金個人年金等、名称に関わらず、年金として受けているもの全てが対象	**どちらか**	**・年金決定（裁定）通知書** **※年金証書【写し限定】** **・源泉徴収票**	● 認定申請書の提出日の属する年、またはその前年から受給開始の年金がある場合に添付して下さい 【例】令和6年中に認定申請を行う場合 ・令和6年中に受給を開始した年金がある方 ・令和5年中に受給を開始した年金がある方 ● 複数の年金の受給を開始した（している）場合は、年金毎に必要です
			・直近の年金改定通知書または年金振込通知書 **・源泉徴収票**	● 認定申請時の直近の通知（最新のもの）とする ● 複数の年金を受給している場合は、年金毎に必要です
	健康保険法に基づく傷病手当金、出産手当金を受給している　※受給手続き中を含む	**どちらか**	**・保険給付決定支払通知書** **・保険給付金証明書**	● 給付元の保険者（健康保険組合等）が証明しているもの
	労働災害補償保険法に基づく補償給付を受給している	**すべて**	**補償給付内容（受給額および受給期間）等を証明する書類**	● 労働基準監督署が発行するもの

【２-2 認定申請対象者に収入なしの場合】

認定対象者の状況				添付書類	備考
勤め先を退職した	雇用保険に加入していなかった		すべて	**退職事項証明書［原本］** ※書式例はこちら	● 退職した会社（事業主）が「雇用保険未加入」について証明しているもの ● 公務員であった場合は、以下のうち、お手元にあるもの（全て）を添付 ・「退職辞令書（写し）」 ・「公務員退職票（写し）」 ・「退職手当受給資格証（写し）」＊ハローワークで退職手当の手続きをした方
	雇用保険は受給しない ※受給要件不足を含む	お手元にある書類は（Ａ）（Ｂ）のどちらですか いずれか該当する書類を添付		**Ａ）** **雇用保険被保険者** **資格喪失確認通知書（被保険者通知用）** **［写し限定］**	● 雇用保険に加入していた方が退職時に「失業給付の受給を希望しない」旨を事業主に申し出た場合、退職した事業所より退職後に送付されます
				Ｂ） **・雇用保険被保険者** **離職票－１・２ ［写し限定］ および** **・「雇用保険受給に関する」申立書［原本］** **（適３－⑤） ※書式はこちら**	● 雇用保険加入者が退職時に「失業給付の受給を希望する」旨を事業主に申し出た場合、退職した事業所より退職後に送付されます
	雇用保険を受給する予定 ※これからハローワークで受給手続きを行う		すべて	**・雇用保険被保険者 離職票－１・２ 【写し限定】** **・「雇用保険受給に関する」申立書［原本］** **（適３－⑤） ※書式はこちら**	● 雇用保険加入者が退職時に「失業給付の受給を希望する」旨を事業主に申し出た場合、退職した事業所より退職後に送付されます
	雇用保険を受給する（待機期間中）		すべて	**・雇用保険受給資格者証 【写し限定】** **・「雇用保険受給額推計」 申立書［原本］** **（適３－④） ※書式はこちら**	● 雇用保険加入者が退職時に「失業給付の受給を希望する」旨を事業主に申し出た場合、退職した事業所より退職後に送付されます ● 「雇用保険被保険者離職票-1及び-2」をハローワークに提出し求職手続きをした方は、ハローワークより交付されます ● 待機期間中の場合、雇用保険受給資格者証に「待期期間」と表示されるので、その表示があることを確認のうえ表裏（続紙がある場合、続紙も含め）すべての面の写しを添付して下さい
	雇用保険は 受給期間延長の手続きをしている	お手元にある書類は（Ａ）（Ｂ）のどちらですか いずれか該当する書類を添付		**Ａ）** **・受給期間延長通知書 【写し限定】** **・雇用保険被保険者 離職票－１・２ 【写し限定】** **・「雇用保険受給延長に関する」申立書［原本］** **（適３－⑥） ※書式はこちら**	● 受給期間延長通知書は、ハローワークで受給延長手続を行った方に対し、ハローワークより交付されます ● 雇用保険被保険者離職票-1・2は、雇用保険に加入していた方が退職時に失業給付の受給を希望する」旨を事業主に申し出た場合に、退職した事業所より退職後に送付されます
				Ｂ） **・受給期間延長通知書 【写し限定】** **・雇用保険受給資格者証 【写し限定】** **・「雇用保険受給延長に関する」申立書［原本］** **（適３－⑥） ※書式はこちら**	● 受給期間延長通知書は、ハローワークで受給延長手続を行った方に対し、ハローワークより交付されます ● 雇用保険受給資格者証は、雇用保険に加入していた方が退職時に「失業給付の受給を希望する」旨を事業主に申し出た場合に、退職した事業所より退職後に送付される「雇用保険被保険者離職票-1・2」をハローワークに提出し求職手続きを行った方に対し、ハローワークより交付されます ● 受給延長中の場合、雇用保険受給資格者証に「受給延長」の表示がされるので、その表示があることを確認のうえ表裏（続紙がある場合、続紙も含め）すべての面の写しを添付して下さい
	雇用保険の受給が終了している		すべて	**雇用保険受給資格者証 【写し限定】**	● 退職時に「失業給付の受給を希望する」旨を事業主に申し出た場合、退職した事業所より退職後に送付されます 「雇用保険被保険者離職票-1・2」をハローワークに提出し求職手続きを行った方に対し、ハローワークより交付されます ● 失業給付等の受給が終了している場合、雇用保険受給資格者証に「支給終了」と表示されるので、その表示があることを確認のうえ表裏（続紙がある場合、続紙を含め）すべての面の写しを添付して下さい
事業を廃業した			どちらか	**・個人事業の廃業届書** **・個人事業所の廃止届書 等**	● 当該事業等を終業したことが確認できる書類

３ 生計維持関係の書類

認定対象者の状況		添付書類	備考
認定対象者の生計は、被保険者が維持している	すべて	**被保険者の給与所得の源泉徴収票**	● 認定対象者が「被保険者の１６歳未満の子」の場合で、被保険者の配偶者に当健保の家族保険証が交付されている場合に限り省略可 ● 認定申請書を提出する日の属する年の前年分を添付して下さい 【例】令和6年中に認定申請を行う場合は、前年である令和5年中の給与所得の源泉徴収票 ※被保険者が採用（入社）等により認定申請を行う場合は、「給与所得の源泉徴収票」に代えて、事業主が証明する採用（入社）等から向こう1年間の「給与支払（見込）証明書[原本]」を添付して下さい ※「給与支払（見込）証明書」【書式例参照】 ※書式例はこちら
認定対象者に給与収入がある（あった）	すべて	**認定対象者の** **給与所得の源泉徴収票**	● 以下の①②③に該当する年の給与所得の源泉徴収票を添付して下さい ※複数項に該当の場合は、その該当する年の給与所得の源泉徴収票をすべて添付して下さい ①認定申請書を提出する日の属する年に給与収入があった場合は、その該当する年の源泉徴収票 【例】令和6年中に認定申請を行う場合、当年（令和6年）分の源泉徴収票 ②認定申請書を提出する日の属する年の前年に給与収入があった場合は、その該当年の源泉徴収票 【例】令和6年中に認定申請を行う場合、前年（令和5年）分の源泉徴収票 ③認定申請書を提出する日の属する年の前々年に給与収入があった場合は、その該当年の源泉徴収票 【例】令和6年中に認定申請を行う場合、前々年（令和4年）分の源泉徴収票
認定対象者が別居している	どちらか	**・口座振込依頼書の控え** **・現金書留の控え**	● 認定申請書を提出する日の属する月の前月より遡る連続する３ヶ月分の送金確認書類が必要です （注：通帳の写しや現金手渡し等による申し立てや一定期間分まとめて送金している場合は認められません 【例】4月に認定申請を行う場合・・3月、2月、1月の送金確認書類を添付して下さい ※複数の別居する認定対象者が同一住所に在住しているため、認定対象者のうち代表となる者へ一括送金している場合は、一括送金の確認書類で可 【例】別居する父母の生計費を、父の口座へ振込している ※＜特例＞被保険者、別居する認定対象者の双方とも、日本国内に住民票がある場合 以下のどちらかに該当の場合は、送金証明は不要です ①別居する認定対象者が１６歳未満である場合 ②別居する認定対象者が被保険者の配偶者または実子（１６歳以上）で学生である場合 （注：②の場合は在学証明書（原本）の提出が必要です） ※被保険者・別居する認定対象者の双方または、どちらか一方が海外に在住し、日本国内に住所を有さず、住民票が無い方については、原則として被扶養者として認定出来ません。なお、国内居住要件の例外事項に該当する方については、その事実が確認できる書類（例.在学証明書等）と送金証明が必要です
認定対象者が被保険者の配偶者および子以外の三親等内の親族であり、被保険者と同居し、かつ、認定対象者を扶養する義務のある方も同居している 【例】認定対象者が被保険者の父母（同居） 被保険者と父母、兄弟姉妹が同居している	すべて	**認定対象者を扶養する義務のある方の** **収入関係の確認書類**	● 認定対象者を扶養する義務のある方が被保険者および認定対象者と同居している場合は、その扶養義務のある方の収入が確認できる書類を添付して下さい （注）添付書類確認表 【収入関係の証明書類 2-1（収入あり）および2-2（収入なし）】の項目に該当する書類
被保険者の配偶者が、被扶養者になっていない ※認定対象者が「被保険者の配偶者」の場合を除く	すべて	**配偶者の収入関係の確認書類**	● 被保険者の配偶者が当健保で被扶養者となっていない場合は、配偶者の収入が確認できる書類を添付して下さい ・上部の【2 収入関係の証明書類】にある「所得証明書」および「2-1（収入ありの場合）または2-2（収入なしの場合）」の項目に該当する書類 ・収入関係書類で向こう1年間の収入見込額の根拠が不明・分かりにくい場合は、追加の説明や書類を求める場合があります ・また、被保険者の配偶者が加入する健保組合等に照会の必要が生じた場合は、被保険者に対して、照会同意の確認や同意書の提出を求めることがあります
認定対象者に配偶者がいる ※認定対象者が「被保険者の配偶者」の場合を除く	すべて	**認定対象者の配偶者の** **・収入関係の確認書類** **・申立書**	● 認定対象者に配偶者がいる場合は、その配偶者の収入が確認できる書類を添付して下さい ・上部の【2 収入関係の証明書類】にある「所得証明書」および「2-1（収入ありの場合）または2-2（収入なしの場合）」の項目に該当する書類 ● 申立書は、被保険者が認定対象者の生計を維持しなければならない理由を詳細に記入したもの

4　健康保険加入状況関係の書類

認定対象者の状況				添付書類	備考
認定申請直前の健康保険の加入状況	国民健康保険	国民健康保険証等が手元にある	すべて	**国民健康保険証等【写し限定】**	● お手元の「国民健康保険証」または「国民健康保険　資格確認書」または「国民健康保険　資格情報のお知らせ」の写しを添付して下さい
		国民健康保険証等は市区町村へ返却した	すべて	**国民健康保険に関する加入状況の報告書 [原本]**	● 上記を市区町村へ返却済みで手元にない場合は、加入していた国民健康保険に関する加入状況報告書[原本]を添付して下さい ※「国民健康保険加入状況報告書・同意書」【書式例参照】 **※書式はこちら**
	国民健康保険以外の健康保険	被保険者(本人）として加入していた（いる） ※任意継続の被保険者を含む	すべて	**健康保険資格喪失証明書** **※書式例はこちら**	● 健康保険資格喪失証明書は、保険証を発行していた（いる）保険者が発行します ● 現在、健康保険に加入中の場合、被扶養者の認定申請は不可 （資格喪失の手続き完了後に認定申請を行ってください）
		被扶養者（家族）として加入していた（いる） ※任意継続の被扶養者を含む			

5　その他の確認書類

認定対象者の状況		添付書類	備考
認定対象者が「身体障害者手帳」や「療育手帳」を持っている	どちらか	**・身体障害者手帳** **・療育手帳**	● 「身体障害者手帳」や「療育手帳」が交付されている場合は添付して下さい
認定対象者が１６歳以上６０歳未満で、傷病等の理由により就労能力を失っている状態での認定申請である	すべて	**診断書 [原本]**	● 長期にわたる傷病等により就労能力を失っている状態にある場合は、医師の証明する診断書を添付して下さい